

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 財産関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43853">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43853</a>

天

南島  
島  
銀業  
社

本日  
全部  
獲得  
済

アジア局長 参事官

第一課長

丁了局  
32.5.28  
第一課

文書  
32.5.28  
213

昭和三十三年五月二十三日

京都地方検察庁検察官検事 早川勝夫

外務省アジア局長 殿

鳥島の琉黄採掘返還請求書等の取寄方に関する件照会（内翰）

昭和二十六年十一月二十六日附琉球列島米国民政府布令才五十五号に基づく琉球列島における鉱業権の解放の際、鳥島琉黄山の鉱業権につき、  
及び  
の両名から夫々米国民政府に対し返還申請書が提出せられ、競願となつたが、結局昭和二十七年六月二十日附を以て  
に対し返還された件に関し、  
は  
が申請書及び附属書類に虚偽の事項を記載して返還を受けたがら詐欺

検 察 廳

罪であるとして告訴するに至つた。右事件の捜査において、  
米国民政府に対し提出した返還申請書及び附属書類一切を検討する必要があつたが、該書類は米国民政府の手中に存するため一時捜査を中止するの已むなきに至つていたところ、本月十七日右  
から貴局に接衝した結果、当方より貴局に対し捜査上必要の趣旨で取寄方を囑託すれば取寄せられる旨申出てきたので、  
申出の如く右書類の取寄が可能であるか否かにつき御教示を得たく、照会いたします。

昭和三十三年五月二十三日  
（印）  
（印）  
（印）

8.3.19

ア- 709

高公 裁信 案案 (乙)

外務省

に基き琉球列島における烏島琉黄山の鉱業権に  
 五月五日及び今年四月付ともし之れ小同鉱業権の返還申請を行  
 競願となつたが、一九五二年六月二十日付同政府許可により同鉱業権は  
 甲務書及び対原書類に虚偽

主信	2	発信用	2	執務用	4	計	46
附属(別添紙)							

記録分類

公文書案(甲)

件名 写送付先 受信人名

件名 外務省は在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表すこと  
 (鳥島の琉黄採掘権返還申請書取寄方に関する件)

写送付先 口上書  
 六月十四日までに必着のこと  
 (この欄は至急信にのみ使用のこと)

受信人名 在本邦  
 アメリカ合衆国大使館  
 外務省

主管 第一課長  
 第一課長  
 起案者

文書課発送日 昭和廿六年六月拾日  
 文書課長

昭和廿六年六月拾日附 昭和 32年 6月 11日 起案

回覧番号 796

件名( ) 鳥島米田の採掘権返還申請書取寄方に関する件  
 の取寄方要領を以て採掘権返還申請書取寄方に関する件とす  
 文書課長 (印)

事項を記載して返還を受けたる者(被告)の欺詐行為として一九五三年  
 二月五日同人と京都地方検察庁に告訴するに至つた(被告事件)  
 謂ふべき事(同検察庁は外務省に対し)の返還申請書及び同付添  
 書類を米國政府より取寄つた(被告)  
 外務省は  
 つとは本人の事件申請書類を(被告)の真(被告)同省に提供し(被告)  
 二つを要請する(被告)を有する。  
 本件は(被告)の事件申請書類を(被告)の真(被告)同省に提供し(被告)  
 二つを要請する(被告)を有する。

公 信 案  
高 裁 案 (乙)

外 務 省

	発信用	職務用	計
主 信	/	/	2
別紙	/	/	2
別紙			
別紙			

→別紙(1) 2号の和文英文の付  
16-48 8)

記録分類

公文書案 (甲)	件名	写送付先	受信人名	主管	文書課発送日	昭和卅二年
	鳥島の硫黄採掘権返還申請の取寄書に関する件		東京府地方法務部検査官検査	第一第一六四号	昭和卅二年	文書課長
	ナミビに在本邦アフリカ合衆国大使館に付しテ南南口上書せしこと		人名	主任	昭和卅二年	文書課長
	の琉球列島米國政府付しテ提出に付し本件硫黄採掘権	到着期限	発信	シテ局第一課長官認	昭和卅二年	文書課長
		月	人名	起案者	昭和卅二年	文書課長
		日までに必着のこと	外務省アレア局長		昭和卅二年	文書課長
		この欄は至急信にのみ使用のこと			昭和卅二年	文書課長
		46			昭和卅二年	文書課長
		47			昭和卅二年	文書課長

文書課長

別紙添付

回覧番号  
ア-1626

記帳了

公信案 (乙)

外務省

返還申請書及同件原書類の提供方を要請した次第は  
六月十八日付往信第一七五号を以て通報済みなり。今取  
同大使館から競願となった硫黄採掘権の返還に關しては琉球  
列島米國民政府に於て慎重検討の結果同硫黄採掘権は一九五二年  
六月二十日 同硫黄採掘権  
に付し賦與されたものなり。茲に本件申請  
書類の提供については日本政府の要請には従はるべし旨回答せられた  
こと。同口上書書及同件原書類を送付す。

	↑	発信用	執務用	計
主	信	2	2	4
附	属	甲 2	乙 2	4
別	添	2	2	4
紙				

2部 → 16-47A

記録分類

公文書 (甲)	件名	写送付先	受信人名	主管	文書課発送日	昭和三十二年五月廿七日
	租琉球列島島嶼の硫黄採掘権返還に関する件	総務省	通商産業省 飯山局長 総務省 南方運送事務局長	アジア局長 第一課長	発信係	橋本
	昭和三十二年四月二十六日琉球列島米国民政府指令第五十五号に 基く「琉球列島島嶼の硫黄採掘権返還に関する件」	到着期限	発信人名	主任	浄書係	橋本
		月 日	外務省 アジア局長	アジア局第一課長 (菅沼)	校査係	(原稿) 橋本
		日までに必着のこと この欄は至急信下のみ使用のこと	16 48	昭和三十二年五月十三日 起案者 (菅沼)	(浄書)	

文書課長 (橋本)

別紙添付

回覧番号

ア-1627

記帳了

公文書 (乙)	業収	返還	地才検査	は本省に付し
	に返還した小たしがにその後	七を受けたるに詐欺罪ありて昭和二十八年二月五日同人を京都	に告知するに至つた	の事件調査の必要上
		の両名は元小島米国民政府に付し返還申請を	本件は本件係属する	の申請書及同付原
		行の務業となつたが昭和二十六年六月二十日付米国民政府許可により同	本件は本件係属する	
		業収	本件は本件係属する	
		返還	本件は本件係属する	
		地才検査	本件は本件係属する	
		は本省に付し	本件は本件係属する	

外務省

書類を米國民政府から取りよせ取預越した。

六月十三日在本邦ヤナリカ合衆國大使館にて口上書(別添甲号)をもち

本件申請書類の寫を密着筆を提供方に提出しおくりし。同大使館

から十月九日付口上書をもち同館筆取の返還に關しを琉球

列島米國政府におも復金檢封の結果同館筆取は

賦せられたるものあり、本件申請書類の提供はつとるに性質上日本政府

の要請には従ふべし旨を附答致しそのお返事をまじりて通知致す。

公債案(乙)

外務省

(別添(乙)号(乙)号)

27  
九六号

アメリカ合衆國大使館は外務省に敬意を表

す。ととに島島三山黄山の鉱業権取得のため

琉球列島米國政府に提出した

申請書及び附属書類の寫を京都地方検察庁

に提供方を要請しつる旨を申述(一九五七年)

六月十三日付日本口外務省口上書に言及する先導

外務省



も有す。ニ以下の文書は [redacted] 申請書に  
虚偽申立を以て欺欺行為に於り同銀業権  
を取得したことを理由として [redacted] [redacted] 也  
起訴した事件に南送して要請されたものであつた。  
同大使館は右要請を琉球列島高島等並務官  
に照会したところ、回答として次のことを情報も  
入手した。

外務省

[redacted] は勅令に於り同人の [redacted] 銀業権を一九四四  
年高口銀業南群会社に同銀業権を売却した。  
高口銀業南群会社は日本政府に於て設立され、  
かつ管理された法人であつた。 [redacted] 申立  
て、この権利は高口銀業南群会社から一九五三年  
一月三十日に取得したものであつた。 米口占領  
に於て琉球列島に於ける日本政府の責任は、この

外務省

期限の停止を以て以後は、この売却は事実上、  
 何等新しい権利の発生を見ることがなかつた。  
 一九五一年十一月二十三日付内閣府布令才五九号一  
 節の(3)項は、「銀業権は地球財産管理の  
 認可を得て、之を売却、移転、譲渡し、抵当に  
 入る権利とし、他に合併し、若しくは更改するこ  
 とが出来ない」と述べられている。

外務省

一九五三年一月十八日

米内内閣府は日本地球貿易事務局に対して  
 前記銀業権株式会社は権利の売却を企図して  
 いることに対し抗議を行つた記録がある。  
 右事実にもかゝり、われわれは、期限を起した売却が  
 行はれた。

高等警察庁事務方事務局中(28)  
 銀業権に対する  
 (高等警察庁事務方事務局(三三三))

外務省

二通の申請書付付  
 及び

一頁

重なる検討を要する。 島根県教育委員会

同級業権の認定は琉球居留のため最善の利益となることを基礎として行へべきであるとの見解を述べた。 一九五三年六月二十七日同級業権は [redacted] に許可された。 [redacted] を認定した理由は次の通りであった。

1. 同級業権の在堂に關し彼は以前在籍を有し

外務省

この點に

1. 本人が立証した金融上の財源

2. [redacted] に対しこの可及の速かに操業の再開を許

可 [redacted] 多数の賛成による [redacted] 任民の切

なる賛成があったこと

[redacted] の申請書は却下返却された。

同人は諸般を行つたが、諸般は一九五三年四月十

外務省

備し再心

七日付琉球米口民政討かり文書をもり却下を  
 出た。  
 はその後琉球政討行政主席に  
 対しとも請願を行った。その請願は同政討にた  
 核討させたが、九月二十九日付又書をもり却下させた。  
 上記の請願は前述のとおり却下された。  
 実情にもかんかみ、高年兵務官<sup>本局</sup>は  
 銀業権の移管の問題に對し、更に核討をくわえ

外務省

るにかなうであろう。  
 かく高年兵務官<sup>本局</sup>は、銀業権の申請に  
 あたりて、  
 を京都地元核察庁に提供することは妥当でない  
 考へる。今銀業権の申請書には申請者の人  
 物及び財産<sup>等</sup>に關する関係情報<sup>が</sup>を<sup>提出</sup>  
 いる。従って一般の公判のためにはこれを提供する

外務省

わけにはいかない。假りに [redacted] の申請書は斯  
 斯行向によるものであったにしろ、斯敷された  
 申者は琉球列島米日政府である。 [redacted]  
 はないであろう。 [redacted] の申請書は  
 好意に考慮された場合には [redacted] に同  
 銀業権を与えたいのである。 [redacted] は [redacted] に対する [redacted]  
 である。この可能性は [redacted] 同銀業

外務省

に付する [redacted] 売買契約書による認められた。即ち、同  
 契約書には銀業権を米日政府に譲り渡すこと  
 である。 [redacted] は最近この銀業権を琉球米日  
 政府に譲渡した。 [redacted]  
 上記理由により同大使館は外務省の要請に応じ  
 ることはできない。

外務省

一九五七年十一月十九日

~~目録~~  
アメリカ大使館  
全票

外務省